

新たな原料原産地表示制度 による表示の具体例

【トマト加工品】

② トマトケチャップ

「原則の国別重量順表示」についての表示例 (② トマトケチャップ)

《例1: 原料原産地が1か国で原料原産地名欄による表記》

名称	トマトケチャップ
原材料名	トマト、糖類（ぶどう糖果糖液糖、ぶどう糖、砂糖）、醸造酢、食塩、たまねぎ、香辛料
原料原産地名	アメリカ産（トマト）
内容量	300 g
賞味期限	平成29年12月31日
保存方法	直射日光を避けて保存してください
製造者	〇〇株式会社 東京都中央区日本橋小伝馬町● - ● - ●

食品表示基準Q&A 関連項目

原原-2

(対象となる原材料)

原原-15・16・17・19

(表示箇所及び表示方法)

原原-41

(中間加工原料の製造地表示)

原原-48

(別表4に係る中間加工原料)

加工-58・210

(濃縮や乾燥原料の考え方)

「原則の国別重量順表示」についての表示例 (② トマトケチャップ)

《例2: 原料原産地が3か国以上であり全て表示する場合の表記》

名称	トマトケチャップ
原材料名	トマト（アメリカ、ポルトガル、中国）、糖類（ぶどう糖果糖液糖、ぶどう糖、砂糖）、醸造酢、食塩、たまねぎ、香辛料
内容量	300 g
賞味期限	平成29年12月31日
保存方法	直射日光を避けて保存してください
製造者	〇〇株式会社 東京都中央区日本橋小伝馬町 ● - ● - ●

食品表示基準Q&A 関連項目

原原-2

(対象となる原材料)

✓ 原原-15・16・17・19

(表示箇所及び表示方法)

原原-41

(中間加工原料の製造地表示)

原原-48

(別表4に係る中間加工原料)

加工-58・210

(濃縮や乾燥原料の考え方)

「原則の国別重量順表示」についての表示例 (② トマトケチャップ)

《例3: 原料原産地を2か国以上表示し、それ以外を「その他」と表示する場合の表記》

名称	トマトケチャップ
原材料名	トマト（アメリカ、ポルトガル、その他）、糖類（ぶどう糖果糖液糖、ぶどう糖、砂糖）、醸造酢、食塩、たまねぎ、香辛料
内容量	300 g
賞味期限	平成29年12月31日
保存方法	直射日光を避けて保存してください
製造者	〇〇株式会社 東京都中央区日本橋小伝馬町 ● - ● - ●

食品表示基準Q&A 関連項目

原原-2

(対象となる原材料)

✓ 原原-15・16・17・19

(表示箇所及び表示方法)

原原-41

(中間加工原料の製造地表示)

原原-48

(別表4に係る中間加工原料)

加工-58・210

(濃縮や乾燥原料の考え方)

過去の一定期間における産地別使用実績又は一定期間における産地別使用計画における重量割合の高いものから順に「又は」でつなぐ場合の表示例
 (②トマトケチャップ)

《例4:「又は表示」をする場合の表記》

名称	トマトケチャップ
原材料名	トマト（アメリカ又はポルトガル又は中国）、糖類（ぶどう糖果糖液糖、ぶどう糖、砂糖）、醸造酢、食塩、たまねぎ、香辛料
内容量	300 g
賞味期限	平成29年12月31日
保存方法	直射日光を避けて保存してください
製造者	〇〇株式会社 東京都中央区日本橋小伝馬町●-●-●

食品表示基準Q&A 関連項目

- 原原-2
（対象となる原材料）
- 原原-15・16・17・19
（表示箇所及び表示方法）
- ✓ 原原-26・27・28・29
（又は表示）
- ✓ 原原-36
（使用実績等）
- 原原-41
（中間加工原料の製造地表示）
- 原原-48
（別表4に係る中間加工原料）
- 加工-58・210
（濃縮や乾燥原料の考え方）

※トマトの産地は、前年の使用実績順

外国の原産地表示を「輸入」などと括って表示する場合の表示例 (② トマトケチャップ)

《例5:「大括り」をする場合の表記》

名称	トマトケチャップ
原材料名	トマト(輸入)、糖類(ぶどう糖果糖液糖、ぶどう糖、砂糖)、醸造酢、食塩、たまねぎ、香辛料
内容量	300g
賞味期限	平成29年12月31日
保存方法	直射日光を避けて保存してください
製造者	〇〇株式会社 東京都中央区日本橋小伝馬町●-●-●

食品表示基準Q&A 関連項目

原原-2

(対象となる原材料)

原原-15・16・17・19

(表示箇所及び表示方法)

✓ 原原-31・32・33

(大括り表示)

原原-48

(別表4に係る中間加工原料)

加工-58・210

(濃縮や乾燥原料の考え方)

「大括り」と「又は」表示を併用する場合の表示例 (② トマトケチャップ)

《例6:「大括り」と「又は」を併用して表記》

名称	トマトケチャップ ^o
原材料名	トマト(輸入又は国産)、糖類(ぶどう糖果糖液糖、ぶどう糖、砂糖)、醸造酢、食塩、たまねぎ、香辛料
内容量	300 g
賞味期限	平成29年12月31日
保存方法	直射日光を避けて保存してください
製造者	〇〇株式会社 東京都中央区日本橋小伝馬町●-●-●

食品表示基準Q&A 関連項目

原原-2

(対象となる原材料)

原原-15・16・17・19

(表示箇所及び表示方法)

✓ 原原-34~40

(大括り+又は表示)

原原-48

(別表4に係る中間加工原料)

加工-58・210

(濃縮や乾燥原料の考え方)

※ トマトの産地は、前年の使用実績順

(参考 1) 別記様式 1 (第 8 条関係) 一括表示様式

名称
原材料名
添加物
原料原産地名
内容量
固形量
内容総量
消費期限
保存方法
原産国名
製造者

備考(抜粋)

- 1、「名称」に代えて、「品名」、「品目」、「種別」又は「種別名称」と表示することができる。
- 2、添加物については、事項欄を設けずに、原材料名の欄に原材料名と明確に区分して表示することができる。
- 3、原料原産地名については、事項欄を設けずに、対応する原材料名の次に括弧を付して表示することができる。
- 4、消費期限に代えて賞味期限を表示すべき場合にあっては、「消費期限」を「賞味期限」とする。
- 5、食品関連事業者が、販売業者、加工業者又は輸入業者である場合は、この様式中の「製造者」をそれぞれ「販売者」、「加工者」又は「輸入者」とする。
- 6、原材料名、原料原産地名、内容量及び消費期限又は賞味期限を他の事項と一括して表示することが困難な場合には、表示事項を一括して表示する箇所にその表示箇所を表示すれば、他の箇所に表示することができる。
- 7、消費期限又は賞味期限の表示箇所を表示して他の箇所に表示する場合において、保存の方法についても、表示事項を一括して表示する箇所にその表示箇所を表示すれば、消費期限又は賞味期限の表示箇所に近接して表示することができる。
- 8、第8条第4号の規定に基づき名称を商品の主要面に表示した場合は、この様式中、名称の項目を省略することができる。内容量、固形量又は内容総量を名称とともに主要面に表示した場合も同様とする。
- 9、第3条第2項の表の上欄に掲げる食品に該当しない食品にあっては、同表の中欄に定める事項、第3条第3項により省略できる事項又は第5条の規定により表示しない事項については、この様式中、当該事項を省略する。
- 10、この様式は、縦書とすることができる。
- 11、この様式の枠を表示することが困難な場合には、枠を省略することができる。
- 12、不当景品類及び不当表示防止法第11条第1項の規定に基づく公正競争規約に定められた表示事項その他法令により表示すべき事項及び一般消費者の選択に資する適切な表示事項は、枠内に表示することができる。

(参考2) 業務用加工食品について

○容器包装に表示が必要な表示事項 【別表第23に掲げる事項】(抜粋)

●名称(※1)
●保存方法
●消費期限又は賞味期限
●添加物(※2)
●製造所等の所在地及び製造者等の氏名又は名称
●アレルギー

○容器包装の他、送り状、納品書等又は規格書等に 表示できる表示事項【別表23に掲げる以外の事項】

●原材料名(※2、※3)
●原料原産地名(※4)
●食品関連事業者の氏名又は名称及び住所
●原産国名(輸入後にその性質に変更を加える 業務用加工品を除く)

※1：容器包装に入れないで販売される業務用加工食品の場合、送り状、納品書又は規格書等に表示が必要

※2：重量に占める割合は高い順が分かるように表示

※3：容器包装入り加工食品の複合原材料において「その他」と表示される原材料は「その他」表示可能、省略できるものは省略可能

※4：原材料の占める割合については、割合の高い原産地が分かるように表示

<食品表示基準第10条第1項、第2項、及び第3項並びに第13条>